



発行 東京都

目次

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…一

公 告

- 開発行為に関する工事完了 (二件) ………………二
- …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…二
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………三
- …(産業労働局商工部地域産業振興課)…三
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………三

告 示

●東京都告示第七百七十四号

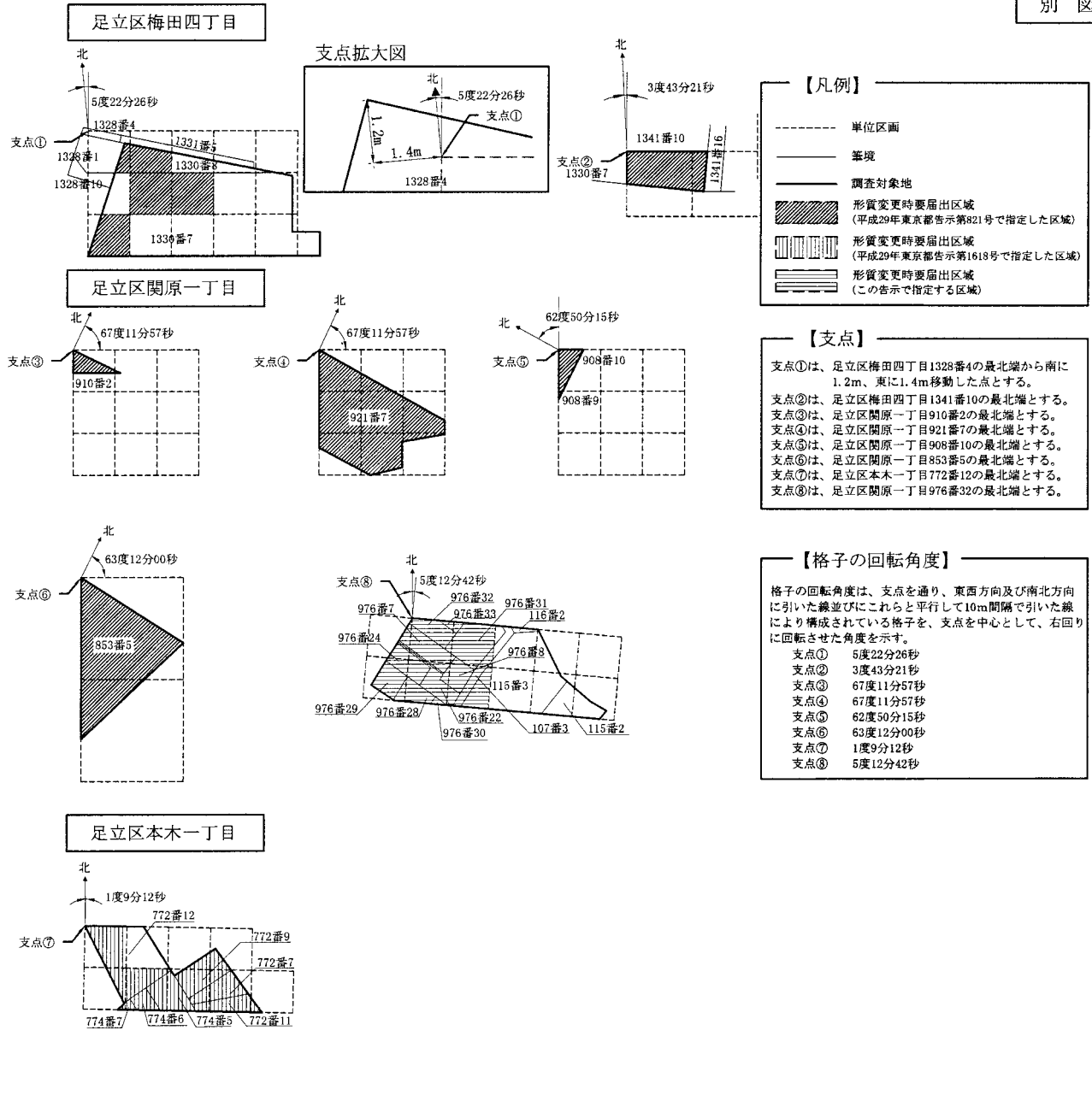
土壌汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条  
 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域 (以下「形質変更時要届出区域」という。) を指定するので、同条第三項において準用する同法  
 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年十二月五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり (足立区関原一丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号) 第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



公 告

開発行為に関する工事の完了について  
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十九年十二月五日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に  
 含まれる地域の名称  
 許可を受けた者の  
 住所及び氏名

西東京市芝久保町五丁目二千二百四十七番十二（第一工区）  
 西東京市東伏見三丁目六番十九号  
 タクトホーム株式会社  
 代表取締役 小寺 一裕

西東京市芝久保町五丁目二千二百四十七番三から同番十一まで（第二工区）  
 西東京市東伏見三丁目六番十九号  
 タクトホーム株式会社  
 代表取締役 小寺 一裕

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十九年十二月五日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に  
 含まれる地域の名称  
 許可を受けた者の  
 住所及び氏名

東村山市恩多町四丁目三十一番十一から同番十三まで、同  
 武蔵野市境二丁目二番二号  
 株式会社飯田産業

番二十六、同番二十七、同番六十一、同番六十一地先、同番六十二から同番六十五まで、三十二番一から同番三まで、同番五、同番六及び同番八

多摩市大字和田字十三号千二百五十五番、千二百八十五、同番三十一、同番三十二、千二百一十八番、千二百十九番一及び同番五の各一部

代表取締役 兼井 雅史

学校法人帝京大学  
理事長 冲永 佳史

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十九年十二月五日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成二十九年十二月五日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 サミットストア羽衣いちよう通り店

二 店舗所在地 立川市羽衣町一丁目十九番十二号  
三 設置者名 三井住友ファイナンス&リース株

株式会社

千代田区丸の内一丁目三番二号

立川市羽衣町一丁目八十八番地一

ほか

立川市羽衣町一丁目十九番十二号

川村 嘉則

橋 正喜

橋 正喜

サミット株式会社

田尻 一

竹野 浩樹

竹野 浩樹

竹野 浩樹

竹野 浩樹

平成二十九年六月二十七日ほか

平成二十九年十一月九日

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

平成二十九年十二月五日から平成三十年四月五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

三井住友ファイナンス&リース株式会社

千代田区丸の内一丁目三番二号

立川市羽衣町一丁目八十八番地一

ほか

立川市羽衣町一丁目十九番十二号

川村 嘉則

橋 正喜

橋 正喜

橋 正喜

橋 正喜

橋 正喜

橋 正喜

橋 正喜

橋 正喜

橋 正喜

橋 正喜

橋 正喜

橋 正喜

橋 正喜

橋 正喜

橋 正喜

橋 正喜

橋 正喜

橋 正喜

橋 正喜

橋 正喜

橋 正喜

三井住友ファイナンス&リース株式会社

千代田区丸の内一丁目三番二号

立川市羽衣町一丁目八十八番地一

ほか

立川市羽衣町一丁目十九番十二号

川村 嘉則

橋 正喜

橋 正喜

橋 正喜

橋 正喜

橋 正喜

橋 正喜

橋 正喜

橋 正喜

橋 正喜

橋 正喜

橋 正喜

橋 正喜

橋 正喜

橋 正喜

橋 正喜

橋 正喜

橋 正喜

橋 正喜

橋 正喜

橋 正喜

橋 正喜

三井住友ファイナンス&リース株式会社

千代田区丸の内一丁目三番二号

立川市羽衣町一丁目八十八番地一

ほか

立川市羽衣町一丁目十九番十二号

川村 嘉則

橋 正喜

橋 正喜

橋 正喜

橋 正喜

橋 正喜

橋 正喜

橋 正喜

橋 正喜

橋 正喜

橋 正喜

橋 正喜

橋 正喜

橋 正喜

橋 正喜

橋 正喜

橋 正喜

橋 正喜

橋 正喜

橋 正喜

橋 正喜

橋 正喜

三井住友ファイナンス&リース株式会社

千代田区丸の内一丁目三番二号

立川市羽衣町一丁目八十八番地一

ほか

立川市羽衣町一丁目十九番十二号

川村 嘉則

橋 正喜

橋 正喜

橋 正喜

橋 正喜

橋 正喜

橋 正喜

橋 正喜

橋 正喜

橋 正喜

橋 正喜

橋 正喜

橋 正喜

橋 正喜

橋 正喜

橋 正喜

橋 正喜

橋 正喜

橋 正喜

橋 正喜

橋 正喜

橋 正喜

三井住友ファイナンス&リース株式会社

千代田区丸の内一丁目三番二号

立川市羽衣町一丁目八十八番地一

ほか

立川市羽衣町一丁目十九番十二号

川村 嘉則

橋 正喜

橋 正喜

橋 正喜

橋 正喜

橋 正喜

橋 正喜

橋 正喜

橋 正喜

橋 正喜

橋 正喜

橋 正喜

橋 正喜

橋 正喜

橋 正喜

橋 正喜

橋 正喜

橋 正喜

橋 正喜

橋 正喜

橋 正喜

橋 正喜

三 設置者名  
株式会社プリンスホテル

四 意見

ア 聴取者  
港区長

イ 概要  
意見なし

ウ 収受日  
平成二十九年十一月十四日

五 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課  
(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間

平成二十九年十二月五日から平成三十年  
一月五日まで。ただし、東京都の休日  
に関する条例(平成元年東京都条例第十  
号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。  
ただし、正午から午後一時までを除く。

発行  
東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号(代)

郵便番号  
163-8001

定価  
本号 三〇円  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所  
勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号

郵便番号  
113-0001

